

## 鳩山町 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務 仕様書

本仕様書は、鳩山町（以下、「本町」という。）が行う「鳩山町 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

### 1 業務名称

鳩山町 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務

### 2 業務の目的

本業務は、2050 年脱炭素社会の実現を見据え、本町の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性と、目標達成の具体的なビジョンを定めるとともに、「鳩山町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を策定することで、本町、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。あわせて、本町でこれまでに行われてきた環境政策全般をとりまとめ、本町の定める環境基本条例のもと、「鳩山町 環境基本計画」としてとりまとめる。なお、今回の計画においては、前述の区域施策編及び気候変動適応法に基づく「鳩山町気候変動適応計画」（以下、「気候変動適応計画」という。）を内包するものとする。

### 3 業務の内容

#### 令和 7 年度業務に関すること

##### 【共通する項目】

#### （1）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必用な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

##### 【区域施策編の策定に関すること】

#### （2）基本的事項の整理・検討

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理・検討する。その際、以下 2 項目は整理の上、整合をはかること。

##### ① 国等の政策動向の整理

近年の SDGs 等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数の課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050 年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

##### ② 上位・関連計画の整理

本町の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する

施策の整理・分類を行う。

(3) 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本町の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。

収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

- ・自然条件：地勢概要、気象、植生等
- ・経済的条件：事業所・就業者数の状況、各産業の動向等
- ・社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

(4) 地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

①地域の温室効果ガス排出量の把握

地域の温室効果ガス排出量の現状について調査し、本町の地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野における排出量を推計する。

推計手法については、受託者の提案に基づき本町担当課と検討の上決定することとするが、本町の地域特性に合わせた推計手法を提案すること。

②温室効果ガス排出量の将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年、2050年における温室効果ガスの排出量の推移を推計する。

その際は、原則複数パターンで推計するものとする。なお、必ず、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」における「現状趨勢（BAU）ケース」を含む2つ以上のパターンを提案すること。

(5) 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。賦存量と利用可能量は、再生可能エネルギーの種類ごとに整理する。

(6) アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

上記(4)、(5)の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法（WEBやSNS等）を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。

調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。

アンケート調査票の設計については受託者が提案するものとし、後述の「環境基本計画」の策定も視野に入れた内容とすること。

なお、アンケート調査における、受託者と自治体の分担については、下記を基に、受託者と自治体で協議の上、分担を決定する。

アンケート調査の役割分担表（案）

| 対象 | 項目            | 町 | 受託者 |
|----|---------------|---|-----|
| 住民 | 調査票の作成        |   | ○   |
|    | アンケートフォーム等の作成 |   | ○   |

|     |                      |   |   |
|-----|----------------------|---|---|
|     | 住民の抽出                | ○ |   |
|     | 調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先） | ○ |   |
|     | 調査票の分析・計画への反映        |   | ○ |
| 事業者 | アンケートフォーム等の作成        |   | ○ |
|     | 送付先事業者の選定、メールアドレス提供  | ○ |   |
|     | アンケートフォームURLの送付      |   | ○ |
|     | 回答の分析・計画への反映         |   | ○ |

（７）地域特性・課題の分析

上記（２）から（６）の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

（８）2050 年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

上記（２）から（７）の結果を踏まえ、2050 年のカーボンニュートラルという目標を達成した状態として、本町の将来像を描く。将来像は、カーボンニュートラルだけでなく地域課題の同時解決を図るよう、社会経済や脱炭素対策に関連する項目を定性的に描く。

（９）温室効果ガス排出量削減目標の設定と、目標を踏まえた地域の再生可能エネルギー導入目標の策定

上記将来像を踏まえて、2030 年、2050 年における温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

また、その目標と、地域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

（１０）目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。

（１１）計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

（１２）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書原案を作成する。この原案は、後述の環境基本計画の策定に合わせて計画の中に位置づける。

（１３）会議等開催支援

本仕様書に定めた事項については、鳩山町 環境保全審議会等において年 5 回程度審議する予定である。審議会等の開催にあたり、資料の作成、審議会等への出席、議事進行に協力するほか、議事録作成を行うこと。

## 令和 8 年度の業務に関すること

### 【気候変動適応計画の包含に関すること】

（１）気候変動適応計画の包含

「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画とするた

め、以下の業務を行う。計画書における位置づけも明確に示すこと。

①気候変動による影響の評価

これまでに本町に生じている気候変動の影響事例や将来想定される影響について、国の気候変動影響評価等を基に評価を行う。

②適応策の検討

本町の特性に即した適応策を検討する。

【環境基本計画の策定に関すること】

(2) 基本的事項の検討

基本計画策定に係る基本的事項（計画の位置づけ、計画の対象範囲、計画期間、計画の構成、取り組む主体の役割と責務等）について検討する。

(3) 環境の現況等の整理

① 現況把握

本町を中心とする地域における自然的条件、社会的条件、経済的条件等の環境資源、エネルギー資源に関する資料や情報等の収集を行うとともに、各種資料に基づいて本町域の環境特性、エネルギー特性の把握・分析を行う。また、本町における既存の計画から、実施中の環境に関する取組や施策を整理する。

② 計画の背景及び動向

環境保全、地球温暖化に関わる上位計画・関連計画等について、本業務で留意すべき事項を把握するとともに整合を図る。また、環境保全、地球温暖化を取り巻く国内外の社会潮流、動向等について、本業務に反映すべき事項を把握するとともに整合を図る。

③ 課題の抽出・整理

検討結果を踏まえて、本町における環境行政に関する課題を抽出・整理する。

(4) 会議等開催支援

鳩山町環境保全審議会等において年5回程度審議する予定であるための開催支援として、会議資料作成、会議への出席・説明及び議事録作成等の支援を行う。なお、環境保全審議会の委員報酬等の会議運営に必要な経費は本町が負担し、委員への連絡・調整等の事務は本町が行う。

(5) 基本計画(案)の検討事項

① 望ましい環境像と目標

A 望ましい環境像

鳩山町 環境基本条例の基本理念、町民・事業者アンケート調査結果及び環境審議会等の意見を踏まえて、本町における目指すべき望ましい環境像を検討する。

B 基本目標と環境指標

望ましい環境像の実現に向けて達成を目指す基本目標と環境指標を検討する。

② 目標達成に向けた取組

A 計画の施策体系

基本計画の基本目標・環境指標の達成に向けた施策の方向を基本施策として設定し、体

系的に施策を整理するとともに、施策を構成する主要取組についても検討し、計画の施策体系として取りまとめる。

B 施策及び取組

Aの計画の施策体系に基づき、各施策及び主要取組の具体的内容を検討する。施策の検討にあたっては、その特性やこれまでの施策、最新の知見等を踏まえ、町民・事業者・行政の各主体の取り組みを検討する。

③ 計画の推進に向けた体制等

A 計画の推進体制

基本計画を確実に推進するための体制を検討する。

B 計画の進行管理

基本計画の実効性を高めるための進行管理方法を検討する。

(6) 基本計画(案)及び概要版(案)の作成

各種検討の結果を踏まえ、パブリックコメントに先立ち、基本計画(案)及び概要版(案)を作成する。

基本計画(案)等の作成に際しては、実行計画(区域施策編)(案)を包含するものとし、分かりやすい文章表現、視覚的に見やすい全体の構成、レイアウト、フレーム等に配慮してとりまとめを行うこと。

(7) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

【共通する項目】

(1) パブリックコメントへの対応支援

パブリックコメントへの対応案、反映案の作成支援を行い、基本計画に反映させること。

(2) 計画書及び概要版の作成

パブリックコメントや環境審議会への諮問・答申を踏まえて、基本計画及び概要版のとりまとめを行うこと。

(3) 打ち合わせ協議

必要に応じて適宜、打ち合わせを行う。

## 4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 電子データ(CD-R等) 1式

- ・業務報告書
- ・鳩山町 環境基本計画 概要版
- ・鳩山町 環境基本計画 本編
- ・その他、関連資料

## 5 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、改正個人情報保護法を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である令和6年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。